

◇市民は以下を強く要望：

- ・舞鶴市長は大飯原発設置許可取り消し判決を踏まえて、老朽原発をはじめ関電の原発再稼働に反対を
- ・12月6日の、国と関電だけが説明をした住民説明会では不十分、大飯原発差止裁判原告の説明を聞く場の設定を
- ・新型コロナウイルス感染拡大の下での避難は極めて困難、ヨウ素剤の事前配布を

◇おおい原発止めよう裁判の会（原告・支援者）／避難計画を案ずる関西連絡会3人と舞鶴市民4人の計7人が提出

◇舞鶴市は市民の要望を聞くのみで回答はなし

12月14日、おおい原発止めよう裁判の会（原告・支援者）／避難計画を案ずる関西連絡会と舞鶴市民4人の、計7人が舞鶴市長宛に「大阪地裁の大飯原発裁判の判決を尊重し老朽原発美浜3号、高浜1・2号の再稼働反対等を求める要望書」を提出しました。対応したのは危機管理室長と危機管理・防災課長でした。30分間の申し入れでは、要望書受け取りと市民の主張を聞くだけで市からの回答はありませんでした。



◆舞鶴市も老朽原発をはじめ関電の原発再稼働に強く反対を

私たち市民は冒頭、「12月4日に市民側が大阪地裁で勝訴した大飯原発行政訴訟の判決は国が自ら作ったルールを破ったことを司法が強く指摘、認可却下を命じたものであり、美浜3号機、高浜1・2号機にも係る問題なのでぜひこの老朽原発の再稼働に強く反対してほしい。」と述べました。そして、12月8日の美浜町の全員協議会で美浜町議会議員が規制庁福井担当者に尋ねたのと同様に、「現行の基準地震動993ガルは、ばらつきを考慮すればもっと大きくなるのか？」と、再稼働が迫る老朽原発美浜3号機に関し、舞鶴市からも国に質問してほしいと伝えました。

◆12月6日の説明会では不十分

また、12月6日、舞鶴市で開かれた国と関電の説明会（高浜発電所1・2号機に係る住民説明会）では不十分であり、一方的な国と関電の主張を聞くだけの場だけでなく、裁判原告の説明を聞く場を正式に持って、舞鶴市民が状況をもっとよく把握できるよう、また皆で考えていけるよう、地域地域で開いてほしい、と述べました。

参加した舞鶴市民のうち2名は自治会長として説明会に参加しており、「そもそも2015年の時には内閣府も来ていたのに、このコロナ禍で、内閣府からはだれも来なかったのはいったいなぜなのか？」「あの説明では不十分」と主張しました。

この説明会で、規制庁担当者は12月4日の裁判のことについて尋ねられ、弁明をしましたが、その内容はことごとく判決で否定された事柄であったため、裁判で敗訴となった被告のみの意見を

聞くだけでは偏りがあり、勝訴した原告の説明も聞くべきだと、強く申し入れました。後日回答を求めます。

また、市長がこの説明会後に「説明会で感じた不安や疑問を市民から求める意向」を示し、8日の市議会一般質問で「住民や市議会の意見などを踏まえたうえで『責任ある判断をしてまいりたい』」と述べたことに対して、舞鶴市民から重ねて「市内各地の地域で説明会を開いて市民の意見を聞いて欲しい」と要請しました。

◆コロナ禍での避難は極めて困難

また市民は、コロナ禍での避難に関して、「コロナ禍以前でもバスやバスの運転手の手配の見通しが立たない状況で、さらにコロナ禍では、バスの台数も避難所も2倍必要、事故が起きたらどうするのか」と強く訴えました。

さる10月13日に京都府防災課と会った市民は、担当者が「相当厳しい。」と述べたこと、手が付けられていない様子であったことを伝えました。さらに、風向きによって2つの方向に設定している避難所を、コロナ禍ではどちらも同時に使用することで2倍の避難所を確保するとの発言もあったこと、京都市の防災担当者が、舞鶴市については、避難時のバスは全く足りず、避難先に行けない状況だとして、市民に「国にバスを出すように頼んでほしい」とまで言ったことを伝え、原発事故時の舞鶴市民の避難は極めて困難であることだと全員で強調しました。

11月30日に京都府北部7市町が参加して行われた京都府防災訓練を監視に行った舞鶴市民からは、「避難訓練は舞鶴市民の参加がなく、見学に来る人もほとんどなく、有事の際に、感染者用のバス3台が必要とされているが、本当に確保できるのか、舞鶴市はもとより京都府も用意できない、舞鶴市は真剣に考えなければならない。実際、知人である舞鶴市内のレンタカー会社の社長は用意できないと言っている」と訴えました。

市民は、「コロナ禍でなくても避難は困難で、その上コロナ禍となれば、できないのはあたりまえで、そこをすべて行政が担わないといけないのか、国にもっと訴えるべき、市民とともに考えることの方が大事ではないか」と伝えました。

◆安定ヨウ素剤の事前配布を

市民は、「舞鶴市が原発隣接地として声をあげ、京都市はじめ京都南部からも避難受け入れ先として訴えることで京都府全体を救うことになる。行政と市民も協力することが大事だ。内閣府からは屋内退避では内部被ばくは避けられないとの情報が出ているが、内閣府と規制庁の説明が違うので確かめてほしい。」と訴えました。

安定ヨウ素剤全戸配布を要望し続けてきた舞鶴市の若い母親は、近年の水害時の体験をもとに、23か所に配布されるようになったのはよかったが、そこにも受け取りに行けないケースもあること、ヨウ素剤配布を待っている間に被ばくしてしまうこと、複合災害の心配などを訴え、職員がヨウ素剤配布に手間を取られずに、家族のもとに帰ることができるよう、事前のヨウ素剤全戸配布を強く求めました。他の自治体で前例があることも伝えました。

また、ヨウ素剤配布により市民の防災意識も高まるので、市、防災課ばかりが苦勞しないで市民も協力したらよい、市民とのキャッチボールが必要との意見も述べました。

申し入れ後、記者会見を行い、舞鶴市議会の議員に、申入れ書と、「判決は国の主張をことごとく批判」と題した「おおい原発止めよう裁判の会」の資料などを配布しました。